

行政（国）の対応

牛尾 光宏

厚生労働省健康局結核感染症課

航空機を介して瞬く間に世界に広まった重症呼吸器症候群（SARS）に象徴されるように、交通手段が発達し国際的な人と物の移動が高度に活発化した現代において、感染症領域にはもはや国境は存在しない。また、鳥インフルエンザやウエストナイル熱など動物由来感染症の増加、結核など一度は克服したかに思えた疾病の再興など、新興・再興感染症の脅威が世界中で現実のものとなっている。こうした感染症を取り巻く状況の変化を踏まえ、国として平成11年従来 of 伝染病予防法を一新し感染症法を制定するなど必要な対策を講じてきた。さらに、SARSなどの経験を踏まえ、平成15年の同法改正により、広域的な感染症の大規模発生時にも十分な対応が可能となるよう、国の権限を強化、検疫対策の強化、動物由来感染症対策の強化などを図っている。一方で、平成13年米国で起きた炭疽菌テロを教訓に、生物テロ対策の強化も図られた。法制度の面から、我が国の感染症対策を概説する。

MITSUHIRO USHIO

Tuberculosis and Infectious Diseases Control Division, Health Service Bureau,
Ministry of Health, Labour and Welfare